

私たちの
ホームタウンを元気にしよう!

選挙へ行こう!!



11月13日(日)

宮城県議会議員選挙 市町選挙

名取市 丸森町 亘理町
山元町 女川町

住民登録のある市町村を離れている方は…「不在者投票」
投票日当日に投票所へ行けない方は……「期日前投票」

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/senkyo/>

投ひょうは あなたが主役 さあ行こう
(多賀城市立多賀城東小学校 5年 及川 奈美さん)

宮城県選挙管理委員会・宮城県明るい選挙推進協議会



宮城県議会議員選挙 市町選挙

名取市 丸森町 亶理町
山元町 女川町

11月13日

が投票日です

午前7時から 午後8時まで 投票できます

※投票所によっては時間が異なる場合がありますので、お住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

住所を移転された方へ

宮城県議会議員選挙においては、平成23年8月4日以降に宮城県内の他の市町村から、現在お住まいの市町村に住所を移された方は、市町村から「引き続き宮城県内に住んでいる旨の証明書」の交付を受けて前の住所地で投票することになります（この証明書の交付に関しては、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください）



県議会議員の定数及び選挙区の一部が変わりました

- 気仙沼選挙区と本吉選挙区が合区され、「気仙沼・本吉選挙区（定数3）」になりました
- 角田・伊具選挙区は「定数1」、登米選挙区は「定数2」になりました

当日投票できない方は 期日前投票・不在者投票ができます

- 東日本大震災で住民登録のある市区町村から避難されている方など（住民票を異動せずに滞在されている方に限られます）
- 当日に仕事や、冠婚葬祭などの予定のある方、長期出張中の方や長期滞在の旅行中の方
- レジャーや買い物などで、投票日に投票区（投票所の区域）にいない方
- 病気やけが、妊娠などの理由で歩けない方
- 引越しなどをして、他の市区町村に住んでいる方など（市町選挙は除きます）

投票日に投票所に行って投票できない方は、「**期日前投票**」をしましょう

期日前投票の手続きは簡単にできます

- 選挙期日と同じように投票ができます
- 投票日に投票に行けない理由を詳細に書く必要はありません
- 印鑑は不要です
- 選挙人名簿登録地の市区町村が設置した期日前投票所で投票をします

告示日の翌日から投票日の前日までできます

- 時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです
※ただし、期日前投票所を複数設置している市区町村では、投票可能な日時が異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください

投票日に住民登録のある市区町村以外の市区町村に滞在していて投票できない方は、「**不在者投票**」をしましょう

不在者投票の手続きはお早めに

- ① 不在者投票請求書兼宣誓書を住民登録のある市区町村選挙管理委員会へ郵送します
- ② 投票用紙等を受け取ります
- ③ 滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をします

告示日の翌日から投票日の前日までできます

- 日時は滞在先の市区町村により異なる場合があります
- 滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください
- 投票日までに住民登録のある市区町村選挙管理委員会に送付されなければなりませんので、余裕をもって早めに投票しましょう